相模原市戸建住宅耐震診断等補助制度要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、既存戸建住宅(以下「住宅」という。)の耐震診断等を促進することにより、地震時における建築物の安全に対する市民の意識の向上を図り、もって災害に強い安全なまちづくりを推進することを目的とし、住宅の所有者等に対し、耐震診断等に必要な経費の一部を補助することについて、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和４５年相模原市規則第２３号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）耐震診断　建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成７年法律第１２３号。以下「法」という。)第４条第１項の基本方針に基づき行う建築物の地震に対する安全性の評価とし、第３条に規定する診断方法により、住宅を調査し報告書及び第２号に規定する耐震改修計画にかかる費用の概算見積書を作成するものをいう。

（２）耐震改修計画　耐震診断の結果に基づく第３号に規定する耐震改修工事の計画で、建築物の地震に対する安全性の評価を第５条に掲げる基準を満たす計画(耐震改修計画書、耐震改修工事の実施に必要な工事図面及び耐震改修工事にかかる費用の概算見積書の作成)をいう。

（３）耐震改修工事　耐震改修計画に基づき実施する工事であって、第５条に規定する基準に適合させるための工事をいう。

（４）防火構造改修計画　耐震改修計画と併せて実施する計画であって、第５号に規定する防火構造改修工事を実施するための計画(防火構造改修計画書、防火構造改修工事の実施に必要な工事図面及び防火構造改修工事にかかる費用の概算見積書の作成)をいう。

（５）防火構造改修工事　都市計画法(昭和４３年法律第１００号)第８条第１項第５号に規定する準防火地域(以下「準防火地域」という。)内に存する地階を除く階数が２以下の住宅(当該住宅の建築工事に着手したとき、準防火地域の指定がない地域に存するものであって、建築基準法(昭和２５年法律第２０１号)第３条第２項の適用を受けているものに限る。)で、耐

震改修工事に併せて実施する外壁及び軒裏(鼻隠し及び破風を含む。)で延焼のおそれのある部分を防火構造とする工事(市長が別に定める工事を含む。)並びに同法第６１条の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火戸その他の建築基準法施行令(昭和２５年政令第３３８号)で定める防火設備を設置するための工事をいう。

（６）耐震改修工事等に係る現場立会い　第６条に規定する耐震診断技術者が、耐震改修工事及び防火構造改修工事の施工に関し実施する、工事中の検査、完了検査及び現場立会報告書の作成をいう。

（７）計画工事一括事業　第２号及び第３号に規定する耐震改修計画及び耐震改修工事を一括申請により行うものをいう。

（８）判定書　次のいずれかに掲げる機関による耐震診断又は改修計画に係る評定書をいう。

ア　既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録されている耐震判定委員会のうち、委員に外部の学識経験者を複数有する機関

イ　外部の学識経験者、実務経験者等の占める割合が過半数であり、アに掲げる機関と同等の知識及び経験を有し、建築物の評価等について、自らの責任において処理することができると市長が認める機関

（９）高齢者世帯等　第９条第１項に規定する補助対象者で、別表に規定する対象要件のいずれかに該当するものをいう。

（１０）旧耐震診断補助制度要綱　相模原市木造住宅耐震診断補助制度要綱(平成１７年７月２０日施行)、相模原市木造住宅耐震診断補助制度要綱(平成２８年４月１日施行)をいう。

（１１）旧耐震改修等補助制度要綱　相模原市木造住宅耐震改修工事等補助制度要綱(平成１７年７月２０日施行)、相模原市木造住宅耐震改修工事等補助制度要綱(平成２８年４月１日施行)をいう。

（１２）住宅　一戸建ての住宅及び長屋（店舗等の用途を兼ねるもの（ただし、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の２分の１未満のものに限る。）を含む。）をいう。

（１３）木造　建築基準法第２条第５号に規定する主要構造部の材質が木材であり、在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法、木質系プレハブ工法又はこれらに類する工法のものをいう。

（１４）非木造　木造以外のものをいう。

（耐震診断）

第３条　補助の対象となる耐震診断は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成１８年国土交通省告示第１８４号)別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項(以下「技術指針」という。)第１に定める建築物の耐震診断の指針の一部又は全部と同等以上の効力があるものと国土交通大臣が認めた耐震診断の方法のうち、次の各号に掲げるものとする。

（１）木造住宅については、「２０１２年改訂版　木造住宅の耐震診断と補強方法」(一般財団法人日本建築防災協会（以下「日本建築防災協会」という。）発行)に記載されている耐震診断の方法によるもの

（２）鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅については、それぞれ日本建築防災協会による既存鉄骨造建築物の耐震診断指針、既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準及び既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準によるもの

（３）木質系工業化住宅については、一般社団法人プレハブ建築協会(以下「プレハブ建築協会」という。)による木質系工業化住宅の耐震診断の方法によるもの

（４）鉄鋼系工業化住宅にあっては、プレハブ建築協会による鉄鋼系工業化住宅の耐震診断の方法によるもの

（５）コンクリート系工業化住宅にあっては、プレハブ建築協会によるコンクリート系工業化住宅の耐震診断の方法によるもの

（６）既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造の住宅にあっては、日本建築防災協会による既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針によるもの

（７）既存壁式鉄筋コンクリート造等の住宅にあっては、日本建築防災協会による既存壁式鉄筋コンクリート造等の建築物の簡易耐震診断法によるもの

（８）前各号に掲げるもののほか、耐震診断の方法として技術指針と同等以上の効果があると市長が特に認めたものによるもの

（耐震改修計画）

第４条　補助の対象となる耐震改修計画は、第６条に規定する耐震診断技術者が耐震診断の結果に基づき作成し、判定書を取得するものとする。

２　前項の規定に関わらず、木造住宅のうち、在来軸組工法、伝統的工法及び枠組壁工法による工法のものついては、市長が別に定める相模原市木造住宅耐震補助制度連絡調整会又はそれと同等と認める団体により、計画の内容が適正である確認(以下「第三者確認」という。)を受けるものとする。

(耐震改修工事)

第５条　補助の対象となる耐震改修工事の基準は、国土交通省技術的助言「耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断の結果の公表について(平成３１年１月１日付け国住指第３２０９号)」による耐震診断の方法において、耐震診断の結果、構造上主要な部分の地震に対する安全性が、「Ⅰ(地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。)」又は「Ⅱ(地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。)」(以下、「倒壊の危険性がある」という。)と判定されたものに実施するもので、耐震改修工事後の耐震診断の結果、「Ⅲ(地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。)」と判定されるものをいう。

(耐震診断技術者)

第６条　耐震診断を実施する者(以下「耐震診断技術者」という。)は、建築士法(昭和２５年法律第２０２号)第２３条第１項の規定により登録された原則、市内に所在する建築士事務所に所属する同法第２条第１項に規定された建築士とし、診断を実施する住宅の構造に応じた建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成７年１２月２５日建設省令第２８号、以下「施行規則」という。)第５条第１項に規定する診断資格者講習の修了者とする。ただし、講習のない診断方法による耐震診断を実施する者については、この限りではない。

２　木造住宅の耐震診断技術者については、前項の規定を満たす者であって、かつ市長が別に定める相模原市木造住宅耐震診断技術者名簿の登載者とする。

(耐震改修工事技術者)

第７条　耐震改修工事を実施する者(以下「耐震改修工事技術者」という。)は、原則、市内に所在する事業所に所属する者とする。

２　前項に関わらず、木造住宅の耐震改修工事技術者については、市長が別に定める相模原市木造住宅耐震改修工事技術者名簿の登載者とし、建築士法第１５条に規定された受験資格を有する者及び神奈川県が主催する木造住宅耐震実務講習会の修了者若しくは同等の技術を持つ者と市長が認めた者をいう。

３　前２項にかかわらず、特に市長が認める者を耐震改修工事技術者とする。

（対象住宅）

第８条　補助の対象となる住宅は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

（１）木造住宅については、平成１２年５月３１日以前に建築工事に着手した住宅であること。ただし、平成１２年６月１日以降に着手された増築工事により建築された増築部分が既存部分と構造上一体不可分のもので、かつ、その増築部分の延べ面積が既存部分の２分の１を超えるものは対象外とする。

（２）昭和５６年６月１日から平成１２年５月３１日までに建築工事に着手した木造住宅については、次の各号に該当するものであること。

ア　「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法」による「所有者等による検証」を行い、「専門家による検証が必要」とされたもの。

イ　在来軸組工法の平屋建て又は２階建てのもの。

（３）非木造住宅については、昭和５６年５月３１日以前に建築工事に着手した住宅であること。ただし、昭和５６年６月１日以降に着手された増築工事により建築された増築部分が既存部分と構造上一体不可分のもので、かつ、その増築部分の延べ面積が既存部分の２分の１を超えるものは対象外とする。

（４）耐震診断については、旧耐震診断補助制度要綱又はこの要綱に基づく耐震診断に対する補助金の交付を受けていないこと。

（５）耐震改修計画及び耐震改修工事については、旧耐震改修工事等補助制度要綱又はこの要綱に基づく耐震改修計画及び耐震改修工事に対するそれぞれの補助金の交付を受けていないこと。

（補助対象者）

第９条　補助の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

（１）補助対象住宅の所有者又は所有者の配偶者若しくは一親等の親族であること。

（２）前号に規定する者の居住の用に供するために耐震診断等を実施する者（法人を除く）。ただし、耐震改修工事又は計画工事一括事業の申請については、前号に規定する者が当該補助対象住宅に居住していない場合、第１７条に規定する実績報告までに補助対象住宅に居住する者。

２　前項の規定のほか、耐震改修工事及び計画工事一括事業については、補助対象者に市が課税する市税の未納がないこととし、補助対象者が補助対象住宅の所有者ではない場合の所有者に市が課税する固定資産税の未納がないこととする。

（補助金額）

第１０条　補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号に定めるものとする。ただし、次の各号で算出した補助金額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（１）耐震診断に対する補助金の額は、耐震診断に必要な費用とし、１件につき１５３，０００円を限度とする。

（２）耐震改修計画書作成に対する補助金の額は、耐震改修計画及び第三者確認又は判定書の取得に必要な費用の３分の２以内の額で、１件につき１２０，０００円を限度とする。

（３）防火構造改修計画書作成に対する補助金の額は、防火構造改修計画に必要な費用の２分の１以内の額で、１件につき２０，０００円を限度とする。

（４）耐震改修工事に対する補助金の額は、次の各号により算出した額とする。

ア　耐震改修工事に必要な費用（以下「耐震改修工事補助対象費用」という。）の２分の１以内の額で、１件につき８００，０００円を限度とする。

イ　高齢者世帯等に該当する場合は、耐震改修工事補助対象費用から、アに掲げる額を減じた額を超えない範囲で、１件につき５００，０００円を限度とし加算する。ただし、別表ホに該当する世帯は１件につき２５０，０００円を限度とし加算する。

ウ　相模原市耐震シェルター等設置費用補助制度要綱（平成２９年４月１日施行）に基づく補助金の交付を受けているときは、ア及びイの合計額から交付を受けた額を減じる。

（５）防火構造改修工事に対する補助金の額は、防火構造改修工事に必要な費用の２分の１以内の額で、１件につき５００，０００円を限度とする。

（６）耐震改修工事等に係る現場立会いに対する補助金の額は、耐震改修工事等に係る現場立会いにかかる費用の２分の１以内の額で、１件につき６０，０００円を限度とする。

（７）計画工事一括事業に対する補助金の額は、次の各号により算出した額と

する。

ア　耐震改修計画書作成、第三者確認又は判定書の取得に必要な費用及び耐震改修工事に必要な費用(現場立会に要する費用を含む)(以下「計画工事一括事業補助対象費用」という。)を合算した額の２分の１以内の額で１件につき１，１５０，０００円を限度とする。

イ　高齢者世帯等に該当する場合は、計画工事一括事業補助対象費用から、アに掲げる額を減じた額を超えない範囲で、１件につき５００，０００円を限度とし加算する。ただし、別表ホに該当する世帯は１件につき２５０，０００円を限度とし加算する。

ウ　相模原市耐震シェルター等設置費用補助制度要綱(平成２９年４月１日施行)に基づく補助金の交付を受けているときは、ア及びイの合計額から交付を受けた額を減じる。

２　前項に掲げる費用には、消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。

(補助金の交付申請)

第１１条　前条に掲げる補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象事業に係る契約を締結する前に、相模原市戸建住宅耐震診断等補助金交付申請書(第１号様式)に、次の各号に掲げる規則第４条第１項第５号の市長が認める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（１）補助対象住宅の建築時期及び所有者が確認できる書類(建築確認通知書の写し、建物登記事項証明書等)

（２）補助対象住宅に居住する全ての世帯に係る世帯全員の住民票の写し又はこれに準ずる書類。ただし、第９条第１項第２号ただし書きに規定する者を除く。

（３）補助対象費用が確認できる書類(見積書等)の写し。ただし、計画工事一括事業における耐震改修工事費用にあっては、概算見積等の金額が確認できるもの。

（４）非木造住宅の耐震診断については、耐震診断を実施する住宅の構造に応じた施行規則第５条第１項に規定する耐震診断資格者講習の修了証明書の写し

（５）昭和５６年６月１日から平成１２年５月３１日までに建築工事に着手

した木造住宅の耐震診断については、「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法」の木造住宅の耐震性能チェック「所有者等による検証」部分を実施したものの写し

2　耐震改修計画、計画工事一括事業及び防火構造改修計画に係る補助金の申請者は、前項に規定する書類のほか、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判定されたことが確認できる書類を市長に提出しなければならない。

3　耐震改修工事、計画工事一括事業及び防火構造改修工事に係る補助金の申請者は、前２項の書類のほか次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（１）市が課税する市税に未納がないことがわかる書類(未納の税額がない証明書等)

（２）申請者と補助対象住宅の所有者が異なる場合は補助対象住宅の所有者について固定資産税に未納がないことがわかる書類(未納の税額がない証明書、納税証明書等)

（３）耐震改修工事を実施することに関する同意書(申請者と補助対象住宅の所有者が異なる場合に限る。)

（４）高齢者世帯等に該当する場合は、別表に掲げる対象要件に応じ、同表の必要書類に掲げる書類

（５）耐震改修計画書の写し

（６）その他市長が必要と認める書類

4　前２項に係る交付申請をする際の第１項に規定する書類については、耐震診断の補助金に係る交付申請日から起算して１年を経過していないときは、書類に変更の事項がないときに限り添付を省略できるものとする。

5　規則第４条第２項の規定により同条第１項第１号から第４号に規定する書類は省略できるものとする。

(補助金の交付決定)

第１２条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査及び検査し、補助金の交付を適当と認めたときは、相模原市戸建住宅耐震診断等補助金交付決定通知書(第２号様式)(以下「交付決定通知書」という。)により、申請者に通知するものとする。

2　市長は、前項の審査により、補助金の交付をしないことと決定したときは、相模原市戸建住宅耐震診断等補助金不交付決定通知書(第３号様式)により、

申請者に通知するものとする。

（補助金交付申請の変更及び中止）

第１３条　申請者は、交付決定通知書の交付を受けた後、次の各号のいずれかに該当する場合には、相模原市戸建住宅耐震診断等補助金変更交付申請書（第４号様式）を市長に提出しなければならない。

（１）耐震診断又は耐震改修計画の内容を変更しようとする場合

（２）耐震改修工事の内容を変更しようとする場合。ただし、第５条に規定する基準を満たす場合は、提出を要さない。

（３）補助対象費用の額を変更しようとする場合で、補助金の額が変更される場合

（４）計画工事一括事業において、耐震改修計画が完了し、耐震改修工事をしないこととなった場合

２　第２２条の規定により当該補助金の交付を受ける権利を承継した申請者の一般承継人は、耐震改修工事の契約前に申請者が死亡し、交付決定の内容に変更が生じる場合は、相模原市戸建住宅耐震診断等補助金変更交付申請書（第４号様式）を市長に提出しなければならない。

３　申請者は、やむを得ない事情により耐震診断等を中止するときは、相模原市戸建住宅耐震診断等補助金中止届（第５号様式）を市長に提出しなければならない。

４　申請者の死亡により耐震診断等を中止するときは、申請者の相続人が、相模原市戸建住宅耐震診断等補助金中止届（第５号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

５　市長は、第１項及び第２項の申請書の提出があった場合又は前２項の届出を受理したときは、相模原市戸建住宅耐震診断等補助金変更交付決定・中止届出受理通知書（第６号様式）により、申請者に通知するものとする。

（計画の報告）

第１４条　計画工事一括事業の申請者は、耐震改修計画が完了したときは速やかに相模原市戸建住宅耐震診断等補助金耐震改修計画報告書（第７号様式）に耐震改修計画書を添えて市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による報告を受けたときはその内容を審査し、適当と認めたときは耐震改修計画確認通知書（様式第８号）により申請者に通知するものとする。

（技術者の決定等）

第１５条　計画工事一括事業の申請者は、現場立会を行う技術者及び耐震改修工事技術者の決定並びに当該技術者の決定に伴う補助対象費用の変更の際には、耐震改修工事事業着手の日までに補助対象費用等決定届(第９号様式)に補助対象費用が確認できる書類(見積書等)の写しを添えて市長に提出しなければならない。ただし、補助額が変更される場合を除く。

（事業の着手届及び完成届）

第１６条　第１２条第１項の規定により計画工事一括事業又は耐震改修工事に対する補助金の交付決定を受けた者は、耐震改修工事に着手したときは、当該工事の着手の日から１０日以内に相模原市戸建住宅耐震診断等補助金耐震改修工事着手届(第１０号様式)に事業に着手した日が確認できる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

２　規則第１３条に規定する事業完成届は、次条に規定する実績報告書の提出により、届出があったものみなす。

（実績報告及び検査）

第１７条　申請者は、耐震診断等が完了したときは、相模原市戸建住宅耐震診断等補助金実績報告書(第１１号様式)(以下「実績報告書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出し、検査を受けなければならない。

（１）補助対象費用に係る契約日が確認できる書類の写し(請書又は契約書等)

（２）補助対象費用が確認できる書類の写し(請求書又は領収証書)

（３）耐震改修工事の場合は、相模原市戸建住宅耐震改修工事等現場立会報告書(第１２号様式)

（４）第９条第１項２号ただし書きに規定する者にあっては住民票の写し

（５）その他市長が必要と認める書類

２　前項の実績報告書は、耐震診断等の完了の日から起算して３０日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の２月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合においては、この限りではない。

（補助金の額の確定）

第１８条　市長は、前条の実績報告書が提出された場合は、その内容を審査し、補助対象事業が適正に行われたと認めたときは、補助金の額を確定し、相模原市戸建住宅耐震診断等補助金額確定通知書(第１３号様式)(以下「額確定

通知書」という。)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第１９条　前条の規定による通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに相模原市戸建住宅耐震診断等補助金交付請求書(第１４号様式)に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に補助金を請求するものとする。

(１)交付決定通知書の写し

(２)交付変更決定に係る通知書の写し(変更決定がある場合)

(３)額確定通知書の写し

２　市長は、前項の請求に基づき、交付決定者が指定する金融機関の預貯金口座へ口座振替の方法により補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第２０条　市長は、規則第２４条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、相模原市戸建住宅耐震診断等補助金交付決定取消通知書(第１５号様式)により、交付決定者に通知するものとする。

２　市長は、規則第２５条の規定により補助金の返還を命ずるときは、相模原市戸建住宅耐震診断等補助金返還命令通知書(第１６号様式)により、交付決定者に通知するものとする。

(耐震診断技術者及び耐震改修工事技術者の案内)

第２１条　市長は、耐震診断及び耐震改修工事を希望する者に対し、第６条第２項に規定する相模原市木造住宅耐震診断技術者名簿に登載された耐震診断技術者及び第７条第２項に規定する相模原市木造住宅耐震改修工事技術者名簿に登載された耐震改修工事技術者を案内するものとする。

２　前項に規定する名簿は、事業担当課窓口に常置するものとする。

(権利の承継)

第２２条　申請者が死亡した場合において、申請者の一般承継人が、交付決定のあった内容で耐震診断等を完了し補助金の交付を受ける権利を承継する意思があるときは、市長に届出をして当該権利の承継をすることができる。

２　前項の規定により補助金の交付を受ける権利を承継する者は、相模原市戸建住宅耐震診断等補助金一般承継届出書(第１７号様式)に一般承継人であることを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

３　前項の相模原市戸建住宅耐震診断等補助金一般承継届出書を提出した一般

承継人にあっては、第９条各号の規定に関わらず、補助対象者とする。

（委任）

第２３条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

（廃止）

２　旧耐震診断補助制度要綱及び旧耐震改修工事等補助制度要綱については、平成２９年３月３１日をもって廃止する。

（経過措置）

３　前項の規定にかかわらず、旧耐震診断補助制度要綱第２条第１号に規定する耐震診断は、この要綱第２条第１号に規定する耐震診断とみなす。

４　附則第２項の規定にかかわらず、この要綱の施行日前に次の各号に掲げる規定により作成された書類は、当該各号に定める規定により作成されたものとみなす。

（１）旧耐震改修工事等補助制度要綱第２条第７号の規定により作成された耐震改修計画書　この要綱第２条第２号の規定に基づき作成された耐震改修計画書

（２）旧耐震改修工事等補助制度要綱第２条第８号の規定により作成された防火構造改修計画書　この要綱第２条第４号の規定により作成された防火構造改修計画書

（３）旧耐震改修工事等補助制度要綱第２条第９号の規定により作成された耐震改修工事図面　この要綱第２条第３号の規定により作成された耐震改修工事図面

（４）旧耐震改修工事等補助制度要綱第２条第１０号の規定により作成された防火構造改修工事図面　この要綱第２条第５号の規定により作成された防火構造改修工事図面

（５）旧耐震診断補助制度要綱第１２条に規定する相模原市耐震診断技術者名簿　この要綱第６条第２項の規定により作成された相模原市耐震診断技術者名簿

（６）旧耐震改修等補助制度要綱第７条に規定する相模原市耐震改修工事技術者名簿　この要綱第７条第２項の規定により作成された相模原市耐震改修

工事技術者名

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行し、平成３０年度以後の年度分の補助金について適用する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月２２日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年１１月１５日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年１月１２日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年６月１日から施行し、令和７年度分以後の補助金について適用する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表(第２条、第１１条関係)

符号	対象要件	複数世帯の場合の範囲	提出書類
イ	６５歳以上の者のみで構成される世帯	居住する全ての世帯	－
ロ	６５歳以上及び１５歳未満の者又は１８歳未満の就学している者により構成される世帯	居住する全ての世帯	学生証の写し又は就学証明書
ハ	介護保険法(平成９年法律第１２３号)第７条第３項に規定する要介護者又は同法第７条第４項に規定する要支援者のいる世帯	居住するいずれかの世帯	介護保険被保険者証の写し
ニ	相模原市市営住宅条例(平成９年条例第１９号)第６条第２項第２号に該当する者がいる世帯	居住するいずれかの世帯	身体障害者福祉法(昭和２４年法律第２８３号)第１５条に規定する身体障害者手帳、相模原市療育手帳制度実施要綱(平成２２年４月１日施行)に基づく療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和２５年法律第１２３号)第４５条に規定する精神障害者保健福祉手帳の写し
ホ	公営住宅法施行令第１条第３号に規定する収入が２１４，０００円以下の世帯	居住する全ての世帯	収入計算書(第１８号様式)及び別に定める収入を証明する書類